第4章 景観づくりを実行する

自然景観づくり①	
景観づくりの	自然景観の保全
方向性	
制度名	飯山市沿道景観維持に関する指導要綱
所在地	長野県飯山市
主体	行政
目的	沿道の良好な自然景観を保全するため
内容	1. 指導要綱の内容
	千曲川沿いの良好な自然景観を保全することを目的に、屋外広告物の規
	制、物品の集積などに景観的配慮を求めています。
	2. 成果
	屋外広告物については平成 15 年 4 月現在、100 件以上の基準に適合しな
	い広告物の改善・撤去が行われました。現在、市民の景観に対する理解は
	かなり高まっており、自動販売機に関しても、自主的に判断して、沿道か
	らなるべく離したり、見えない位置に設置したりされています。
	物品の集積等は以前からあまり問題は起きていなかったということで、
	沿道景観の保全については、ほぼ問題のない状態となっています。

雄大な山々 清らかな河川 のどかな田園

「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」ができました。



景観は、自然と人間の諸活動の所産であ り、文化の表徴である。

美しい景観は人々の心をなごませ、明日

の活力を生み出してくれる。 本市は、雄大な山々、清らかな河川、の どかな田園、そして多くの歴史的文化的遺産に恵まれ、それらが織り成す四季折々の 景観は人々に潤いと安らぎを与え、温かな

人情と豊かな感性を育んできた。 この地に暮らす私たちには、この美しい 景観を保全し、また、この地にふさわしい 新たな景観を創造していく責務がある。

私たちは、一人ひとりの日々の生活やそれぞれの仕事の一つひとつが全体の景観を 飯し出すことを深く自覚し、この豊かな自 然に溶け込んだ飯山らしい景観を形成する ために、皆が力を合わせることを決意する ものである。(指導要綱前文より)

道路から見える美しい飯山の景観は、住む人、通り掛かる人すべての共有財産です。 飯山市では、この景観を守り後世に伝えるのが私たちの責務と考え、屋外広告物の規制を中心とし た沿道景観の維持に関する指導要綱を作りました。

■ ご協力いただきたい内容

野立て看板

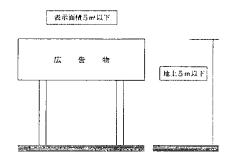
〈禁止区間〉

この区間には通過車輛を対象とした商業看板は設 置しない。

〈協議区間〉 (高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。)

この区間に商業看板を設置しようとするときは、 あらかじめ市企画課にご相談ください。

- 地上からの高さは5メートル以内。
- ●表示面の面積は1面5平方メートル以内、1基の 総面積は10平方メートル以内。
- ●同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- ●使用する色は3色以内(表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく)。



店舗・営業所等の敷地内看板 (高さるメートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。)

禁止区間・協議区間の沿道の店舗・営業所等の敷 地内に看板を設置しようとするときは、あらかじめ 市企画課にご相談ください。

〈禁止区間・協議区間共通〉

- ■星根上あるいは屋根面利用の広告物は設置しない。
- 納看板は軒より高くならないようにし、表示面の 総面積は5平方メートル以内。
- ・地上設置広告物は高さ5メートル以内、表示面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 間じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- ・点減式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色(協議区間は4色)以内(表示面積 の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく)。

製面の上端を越える部分は不可 型面の 上端 建 菜 物 を 積 板

■ 今あるものは?

- ・禁止区間にあるものは平成10年12月31日までに 取りはずしていただくようお願いします。
- 協議区間にあるものは市と相談していただき、 基準を超えるものは平成15年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。

■その他

- 道路沿いで、自動販売機を設置したり、廃車・ 古タイヤ・廃材等を保管する場合は、道路から の景觀(見た目)に十分配慮していただくようお 晒いします。
- ●法令で設置を義務づけられているもの、国又は 地方公共団体が公益のため設置するもの等は除 外されます。

(出典:飯山市沿道景観維持に関する指導要綱パンフ)

景観づくりの 方向性 制度名 自然景観指定緑地制度 福島県会津若松市 主体 行政 福島県会津若松市 三本 行政 日的 会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・自然の、位2)規模 (いずれかに該当するもの)・団作定様木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが15mで幹周が1.5m以上のもの・カる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・珠立ちした樹木で高さ3m以上のもの・地木の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生け直の延長が30m以上のもの・生はのは、2000元を発生が30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30mのが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のものが30m以上のはないまたが30m以上のものが30m以上のは、2000元は、20	自然景観づくり②	
方向性 制度名 自然景観指定緑地制度 所在地 福島県会津若松市 主体 行政 目的 会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・自然的、歴しまれているもの・自然的、歴しまれているもの・自然的、歴しまれているもの・自然的、歴しまれているもの・自然的、歴しまれているもの・自然の、ほとまれているもの・指本の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・カンる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・海球の間積が100以上のもの・強大の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの		
制度名 自然景観指定緑地制度 所在地 福島県会津若松市 主体 行政 目的 会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の核となるもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・増全であり、樹容が美観上優れているもの(2)規模 (いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・ 樹木の高さが10m以上のもの・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・排がちした樹木で高さ3m以上のもの・排がちした樹木で高さ3m以上のもの・強木の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの		
所在地 福島県会津若松市 主体 行政 目的 会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の核となるもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・由緒、由来のあるもの・健全であり、樹容が美観上優れているもの(2)規模(いずれかに該当するもの)) ①指定樹木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが15m以上のもの・木立ちした樹木で高さ3m以上のもの・木立ちした樹木で高さ3m以上のもの・木が変長が100m以上のもの・連木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・10mmによりに表した。		自然景観指定緑地制度
主体 行政 会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の核となるもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・由緒、由来のあるもの・健全であり、樹容が美観上優れているもの(2)規模(いずれかに該当するもの)の指定樹木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・オ立ちした樹木で高さ3m以上のもの・抹立ちした樹木で高さ3m以上のもの・非立ちした樹木で高さ3m以上のもの・2指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等)・緑地、樹林等の面積が100以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生り	 所在地	
本、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の核となるもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・由緒、由来のあるもの・健全であり、樹容が美観上優れているもの(2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・複なちした樹木で高さ3m以上のもの・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの・様立ちした樹木で高さ3m以上のもの・非なちした樹木で高さ3m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・1	主体	行政
内容 由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの)・良好に維持管理されているもの・周辺景観の核となるもの・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの・市民に親しまれているもの・由緒、由来のあるもの・健全であり、樹容が美観上優れているもの(2) 規模(いずれかに該当するもの)・間指定樹木(巨樹・巨木等)・樹木の高さが10m以上のもの・樹木の高さが10m以上のもの・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの・オ立ちした樹木で高き3m以上のもの・排立ちした樹木で高き3m以上のもの・排本なした樹木で高き3m以上のもの・排本なした樹木で高き3m以上のもの・非なちした樹木で高き3m以上のもの・生け垣の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの・100muxーのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいのはいの	目的	会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹
もに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さが10m以上のもの ・ 付本の高さが10m以上のもの ・ 大立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・ 生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの		木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため
分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・ でる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・地木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの	内容	由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とと
観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・なちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・なちした樹木で高さ3m以上のもの ・地木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの		 もに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部
然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・発立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・後が50m以上のもの ・な本の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・		 分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や
ます。 1. 選定基準 (1) 共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・ななび長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3) 位置		観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自
1. 選定基準 (1) 共通事項 (いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模 (いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さが10m以上のもの ・ つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・ 木立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・ 株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・ 排立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・ 地木の延長が100m以上のもの ・ 並木の延長が100m以上のもの ・ 生け垣の延長が30m以上のもの ・ 生け垣の延長が30m以上のもの ・ 生け垣の延長が30m以上のもの		然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでい
(1)共通事項(いずれかに該当するもの) ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・強木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの		ます。
・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		1. 選定基準
・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ 1.5mで幹周が 1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの		(1) 共通事項(いずれかに該当するもの)
・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・良好に維持管理されているもの
 ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置 		・周辺景観の核となるもの
・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2)規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ 1.5mで幹周が 1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの
・健全であり、樹容が美観上優れているもの (2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・市民に親しまれているもの
(2) 規模(いずれかに該当するもの) ①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3) 位置		・由緒、由来のあるもの
①指定樹木(巨樹・巨木等) ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・健全であり、樹容が美観上優れているもの
・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		(2) 規模(いずれかに該当するもの)
・樹木の高さ 1.5mで幹周が 1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		①指定樹木(巨樹・巨木等)
・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・樹木の高さが10m以上のもの
・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの ②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・樹木の高さ 1.5mで幹周が 1.5m以上のもの
②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等) ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3)位置		・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの
・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの (3) 位置		・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの
・並木の延長が100m以上のもの・生け垣の延長が30m以上のもの(3)位置		②指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等)
・生け垣の延長が30m以上のもの (3) 位置		・緑地、樹林等の面積が100以上のもの
(3)位置		
1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		・通りから眺められる範囲にあるもの
2. 指定実績		
・平成 11 年 5 件 ・平成 12 年 5 件 ・平成 13 年 4 件		・平成 11 年 5 件 ・平成 12 年 5 件 ・平成 13 年 4 件

3. 平成11年度に指定された「自然景観指定緑地」の例

(1) 蚕養国神社の森 (所有者:宗教法人蚕養国神社)

[選定評] 境内には、多くのケヤキノの巨木やトウカエデ、ヒマラヤスギ、オオモミジなどの樹木が生育し、重々しい神域を醸し出している。峰張桜と呼ばれるこの森を代表するエドヒガンの巨木があり、市街地の貴重な樹林帯をなしている

▼指定樹林面積:7,440平方メートル



(2) 実成寺の森(所有者:宗教法人実成寺)

[選定評]ケヤキをはじめエノキ、サイカチ、イチョウ、シダレヤナギの巨木が息づく森。本堂正面の一対のケヤキは、1615年に植えられたと伝えられ、その一方は幹の外周が6メートルにも達する。多くの巨木が生育する市街地の貴重な樹林である

▼指定樹林面積: 2,510 平方メートル



(3) 諏訪神社の森(所有者:宗教法人諏訪神社)

[選定評] 御神体である御射山には杉が生い茂る。そのほかケヤキ、モミ、シラカシなどの樹木が数多く生育するなか、由緒あるチョウセンゴョウが目を引く。隣接の公園とともに、地域の人たちから親しまれている貴重な樹林である

▼指定樹林面積:4,950平方メートル



(4)八幡神社の森(所有者:宗教法人八幡神社)

〔選定評〕一箕山とも呼ばれる小高い丘に、ケヤキ、エノキ、ナラなどが樹林を形成している。中でも高さ 40 メートルという杉は天狗杉と呼ばれ、地域のシンボルとして親しまれている。周辺の開発が進むなか、残されている貴重な樹林である

▼指定樹林面積:3,810平方メートル



(5)白露庭(所有者:福島地方裁判所)

[選定評] 会津藩の家老だった内藤家の屋敷跡で遠州流庭園としても名高い。ヒマラヤスギ、トウカエデの高木、ゴヨウマツ、キャラボク、ツツジなどの多種の中低木で構成されている。 鶴ケ城玄関口に位置し、歴史的にも重要な緑地である

▼指定樹林面積: 2, 420 平方メートル

(出典:会津若松市 HP)

